

# 審査意見書

国土交通省近畿地方整備局

局長 森 昌文

豊岡都市計画道路 1.4.3 号北近畿豊岡自動車道北線に係る環境影響評価準備書に関し、環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）第20条第1項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

平成27年2月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 記

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の観点から審査を行った。

本事業は、既に供用中の近畿自動車道敦賀線、播但連絡道路及び一部事業中の北近畿豊岡自動車道と一体となったネットワークを形成し、広域交通を分担することにより、交通流動の円滑化、災害時の代替性を確保するとともに、兵庫県北部地域の産業経済活動の発展及び豊富な観光資源の利用促進・開発等に寄与することを目的としている。

準備書では、自然環境、生活環境、防災等に配慮したルート設定であるとともに、本事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響については、ほとんどの項目で影響は小さいと予測され、工事中における粉じん発生対策や騒音抑制対策、希少植物種の移植や猛禽類の繁殖行動の阻害回避など、各種の環境の保全と創造のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で、本事業による環境影響の回避又は低減が行われていると評価している。

しかしながら、計画路線及びその周辺は、自然豊かで静穏な農山間地域であり、貴重な動植物も見られ、コウノトリの野生復帰プロジェクトの取組が進む地域であることから、事業の実施にあたっては、準備書に記載されている生活環境、防災などへの配慮事項や環境保全措置を着実に実施するほか、専門家の指導及び助言を受け、実行可能なより良い技術、対策の導入に努め、環境影響を低減させるとともに次の点に留意する必要がある。

## 1 大気質

工車用車両の運行に係る粉じんは、風向等の外部要因により大きく左右される特性があることから、可能な限り影響を低減するため、環境保全措置を実施するとともに、事後監視調査を実施すること。

## 2 水質

- (1) 工事の実施に伴う濁水の影響を軽減するため、水質汚濁防止に十分配慮した工法を用いるとともに、工事現場の状況に応じた適切な処理施設の設置を検討し、適正管理を実施すること。また、事後監視調査については、調査地点・時期・頻度等を関係機関と協議の上、適切に実施すること。
- (2) 凍結防止剤や融雪剤等の路面排水の影響については、現状の評価では不十分な点が残されるため、今後も調査等により情報収集に努めるとともに、下流域の利水や動植物に著しい影響を及ぼすことのないよう、適切な環境保全措置を実施すること。
- (3) 事業の実施による水脈の変化が生物の生息環境や水環境に影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて湧水の状況を調査し、適切な環境保全措置を実施すること。

## 3 騒音・低周波

- (1) 騒音については、工事中及び供用後において環境保全目標を満足するものの、静穏な地域環境へ相当の影響が懸念され、特に一部地域では予測結果が環境基準値と同値若しくは超過していることから、これらの地域で事後監視調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- (2) 低周波音については、供用後に橋梁から発生し、周辺の地形等により地元住民への影響が懸念されることから、設計に十分配慮するとともに、事後監視調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

## 4 廃棄物等

- (1) 建設工事に伴い発生する伐採木の処理にあたっては、地域内の処理施設を活用し、木質ペレット化等のリサイクルを実施すること。
- (2) 建設発生土、建設汚泥等の発生抑制や有効利用に最大限努めるとともに、やむを得ず処分する場合は、環境への影響がないよう適切に処分すること。

## 5 動物・生態系

- (1) 計画路線周辺では、コウノトリの野生復帰のための放鳥が実施されていることから、事業実施に際しては、兵庫県立コウノトリの郷公園など地元の専門家と道路付属物の構造等について十分協議し、生息環境の保全に支障がないよう留意すること。
- (2) 計画路線周辺では、種の保存法に該当する種が生息していることから、重大な環境影響を回避するため、事業実施前に専門家の指導及び助言を受け、調査地域内の詳細な調査を実施するとともに、ネットワークを形成する関連事業との接続部の設計がその生息環境に影響し

ないよう今後の事業計画に最大限の配慮をすること。

- (3) 生態系については、事業実施前に定量的手法による評価を実施し、可能な限り影響を低減するとともに、必要に応じて環境保全措置を実施すること。特に生息域の一部の消失が懸念されるサシバやヒメボタルについては、専門家や関係機関と協議し、生息環境への影響を最小限に抑え、十分な保全対策を講ずること。
- (4) 野生動物が多く生息する地域を通過することから、道路への動物の侵入を防ぐため、柵や横断誘導構造物を設置するなど、衝突を防止するよう配慮すること。

## 6 景観

- (1) 景観については、水平見込角と仰角による評価に加え、スカイライン切断の観点による評価を行うとともに、詳細設計にあたって、住民や専門家の意見を参考に、地元の種を用いた緑化などを検討し、周辺の自然環境との調和を図ること。
- (2) 鳥類の横断誘導構造物を含む道路付属物の設置にあたっては、色彩や形状など景観面での配慮を行うこと。

## 7 その他

- (1) 環境影響評価に関する条例第 30 条に規定する事後監視調査の実施にあたっては、関係機関と協議を行うとともに、その結果を環境影響評価に関する条例に基づき公表すること。
- (2) 工事前に実施する現地調査について、環境影響評価に関する条例第 30 条に規定する事後監視調査に準じて取り扱うこと。
- (3) 予測年次に至るまでの間において関連事業の供用時期の違い等から交通量が増加するなど、環境影響評価の予測の前提条件に変化が生じる場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じるおそれがある場合は、関係機関と協議し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- (4) 工事中及び供用後において、災害、事故による道路等の損傷等により生活環境へ悪影響が生じないよう対策に万全を期すること。
- (5) 事業の実施にあたり、事前に地元住民に十分説明を行うとともに、住民からの要望及び苦情等がある場合は適切に対応すること。